



3 自転車交通安全問題

次の問題のうち、正しいと思うものには○、間違っていると思うものには×をつけてください。また、間違っていると思うところは、その理由も回答欄に記入してください。

- (1)  道路上に舗装されているこのマークは、自転車の安全な通行を促す目的（左側通行）がある。このマークがない車道においても、左側通行を守ることが重要である。

- (2) 道路交通法において、自転車に関する危険行為として、信号無視や制動装置（ブレーキ）不良自転車運転などがあるが、この類型の中に、いわゆる「あおり運転」は含まれていない。

- (3) 雨天等の荒天時に、ハンドルに傘を固定して運転することは、運転者の視界が確保されていると判断されていたとしても、認められない。

- (4)  自転車安全整備士により点検・整備された自転車には、このマークが貼付され、補償期間の傷害及び賠償責任保険が付加される。


- (5) 相手の負傷の程度によっては、刑事責任を負うことがあるが、未成年の加害事故に限り、民事責任（罰金や損害賠償など）を問われることはない。

- (6) 令和3年において、交差点およびその周辺における自転車交通死亡事故の発生割合は、全体のおよそ6割を占める。




- (7) 自転車事故による死亡事故のうち、頭部損傷が原因のものは、事故件数のうち最も多く、その割合はおよそ3割程度である。

- (8) 自転車に乗車中、イヤホンを装着して音楽を聴きながら自転車を運転することは禁じられているが、無線（Bluetooth等）式に限り、運転することは許されている。

- (9) 信号無視や車道右側逆走運転などの交通違反取り締まりを、3年以内に2回受けた場合、自転車運転者講習を受講しなければならない。

- (10)  この標識が掲げられている自転車専用道路では、自転車は矢印の方向にのみ通行することができ、逆走は認められない。

(1)			(6)		
(2)			(7)		
(3)			(8)		
(4)			(9)		
(5)			(10)		

番号	解答	解説
(1)	○	自転車ナビマークといい、自転車の安全な通行を促すため、主として車道の左側端に設置しています。法令の定めのない表示ですが、矢印の向きに進行するようにしましょう。 
(2)	×	令和2年6月30日施行の改正道路交通法にて、逆走をして進路を塞ぐ行為や幅寄せ、不必要な急ブレーキ、ベルをしつこく鳴らす行為等が妨害運転（いわゆる「あおり運転」）として認定され、取り締まりの対象となりました。
(3)	○	傘の固定装置は積載装置と解釈されており、道路交通法第57条、東京都道路交通規則第10条で、積載物は積載装置の幅に0.3mを加えたものを超えてはならないとなっています。このことから通常の傘を開いて固定することはできないと解されています。
(4)	○	TSマークには青色、赤色及び緑色の3種類あり、いずれも自転車安全整備店において自転車の点検整備が行われ、道路交通法令に定められた大きさ、構造、性能等の基準に適合した安全な普通自転車であることを示します。このマークが付加された自転車には、 <u>補償期間1年の傷害及び賠償責任保険、被害者見舞金（赤色TSマークのみ）が付加</u> されます。 TSマークの付帯保険の有効期間は、TSマークに記載されている日から1年となっています。1年に1回は、自転車の点検・整備を行いましょ。
(5)	×	自転車で交通事故を起こすと、 <u>過失致死傷罪などの刑事責任と被害者に対する損害賠償などの民事責任が生じることがあります。</u> 過去には、11歳の男児が62歳の女性に対して起こした人身事故において、約9,500万円の損害賠償が下った例があります。
(6)	○	事故類型別では、 <u>交差点およびその周辺における交通死亡事故の割合が合わせて57.6%</u> と最も多い結果となりました。このことから、一時停止や「かもしれない運転」などの安全運転を心がけることが重要といえます。 
(7)	×	平成29年から令和3年までの統計において、自転車事故の死亡者のうち、 <u>約58%が頭部損傷を主因</u> としています。また、ヘルメット非着用時の致死率は、着用時に比べて約2.2倍も高いことが分かっています。このことから、東京都自転車安全利用条例では、 <u>すべての自転車利用者に、ヘルメット着用の努力規定</u> を設けています。 
(8)	×	道路交通法第71条第1項6号の規定により、また、東京都道路交通規則第8条にあるとおり、「(前略) <u>イヤホン等を使用してラジオを聞く等安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で車両等を運転しないこと</u> 」から、例え無線式のイヤホンでも周囲の音や声が聞こえない状態で運転することは、許されません。 令和3年度においては、この違反による事故も発生しています。
(9)	○	危険、悪質な自転車の運転をして、 <u>3年以内に2回取締りを受けた場合や事故で送致を受けた場合、6,000円の講習（3時間）を受講しなければなりません。</u> また、 <u>都道府県公安委員会の受講命令から3か月以内に受講しないと罰金刑に処されて</u> しまいます。
(10)	○	この標識は、2011年に新設された「自転車一方通行」の標識で、主に相互通行とされている自転車専用道路（区画された専用道路）において、進行方向を指定するために設置されます。この標識のある所では、特に事故（主にすれ違い時の正面衝突）が起きる恐れが高いため、逆走は厳に慎まなければいけません。 今後、自転車専用道路が増えてきたときに、この標識を目にすることもあるので、見かけた際には違反することのないように注意しましょう。